

# ユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等に関する ワーキンググループ(第3回)

## 事業者ヒアリング ご説明資料

2025年11月25日

- デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる**光ファイバの世帯カバー率目標99.9%(2027年度末)の達成**に向け、当社も第二種適格電気通信事業者(以下、適格事業者)として、今年度より運用が開始されたブロードバンドのユニバーサルサービス制度(以下、現行制度)を活用し、未整備地域の整備や公設設備の譲受の推進を進めているところです
- しかしながら、現行制度においては、**交付金による支援が得られる要件が限定的であること、交付金を得られたとしても未来にわたって交付が保障される仕組みとなっていない等の課題**があることから、自治体の光化に対するご要望等に十分にお応えできない事例も発生している状況です。このような状況を踏まえ、**未整備地域の光基盤整備と既存地域(公設地域等)におけるサステナブルなブロードバンドサービスの提供**を進めていく観点から、当社の考える現行制度の改善点について、ご提案させていただきます
- なお、2023年度末の光ファイバ世帯カバー率は97.09%であり、2027年度末において99.9%の目標達成に向けては、光基盤の**整備計画の策定や光ファイバの敷設工事等に多くの時間を要する**ことを踏まえ、最終保障提供責務の議論を待つことなく、これらの現行制度の改善についても早急に対応していく必要があると考えます  
※総務省公表「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」(2025年8月22日)
- また、光基盤の整備と合わせて、教育・医療・防災・交通等の分野におけるデジタル化の取組み等、光基盤の利活用による社会課題の解決に向けた対応を政府により後押しいただくことも重要と考えます

- 国・自治体の補助金等や本制度等を活用して整備される光アクセス基盤は、地域DXを支える情報通信環境整備にも積極的に活用いただくことも重要と考えます。例えば、IP告知端末や緊急通報装置を地域住民へ配布し、光アクセス基盤あるいはメタル回線を通じて自治体・防災情報の周知広報や緊急時の連絡の確保を行う仕組みも自治体サービスとして従前から行われているところです
- 当社としても自治体等と連携の上、様々な施策を展開することで、安全安心な地域社会の実現に寄与していく考えですが、政府においても、そうした取り組みを促進する仕組みづくりの検討をお願いしたいと考えます



光アクセス基盤を活用した価値創造  
安心・安全な地域社会の実現

# 現行制度の課題

政策目的の達成に向けて、課題と考えられる点(以下7点)について意見を述べさせていただきます

政策目的	ポイント	制度における課題
不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方のブロードバンドサービスの重要な担い手である<b>地域事業者の採算性確保</b></li> <li><b>地方における人口減少の進展</b>を踏まえたブロードバンドサービスの維持の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①交付要件の緩和</li> <li>②サービス提供事業者による制度活用の促進</li> </ul>
有線ブロードバンド未整備地域の解消促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく<b>補助金を活用した積極的な整備推進</b> (目標:光ファイバ世帯カバー率99.9%(2027年度末))</li> <li><b>整備後の維持可能性</b>への懸念払拭</li> </ul>	<p>&lt;支援区域の在り方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 支援の継続性の確保</li> <li>④ 支援の予見性の確保</li> </ul> <p>&lt;支援内容の拡充&gt;</p>
公設公営・公設民営から民設民営への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公設公営・公設民営方式における自治体の財政面・人材面の負担軽減</li> <li><b>地方における人口減少の進展</b>を踏まえた、条件不利地域における安定的なサービス提供の確保</li> <li>公設公営・公設民営から<b>民設民営への移行促進</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ サービス提供当初からの支援</li> <li>⑥ 既設海底ケーブルに係る交付金支援</li> <li>⑦ 自治体による支援対象外費用の負担軽減</li> </ul>

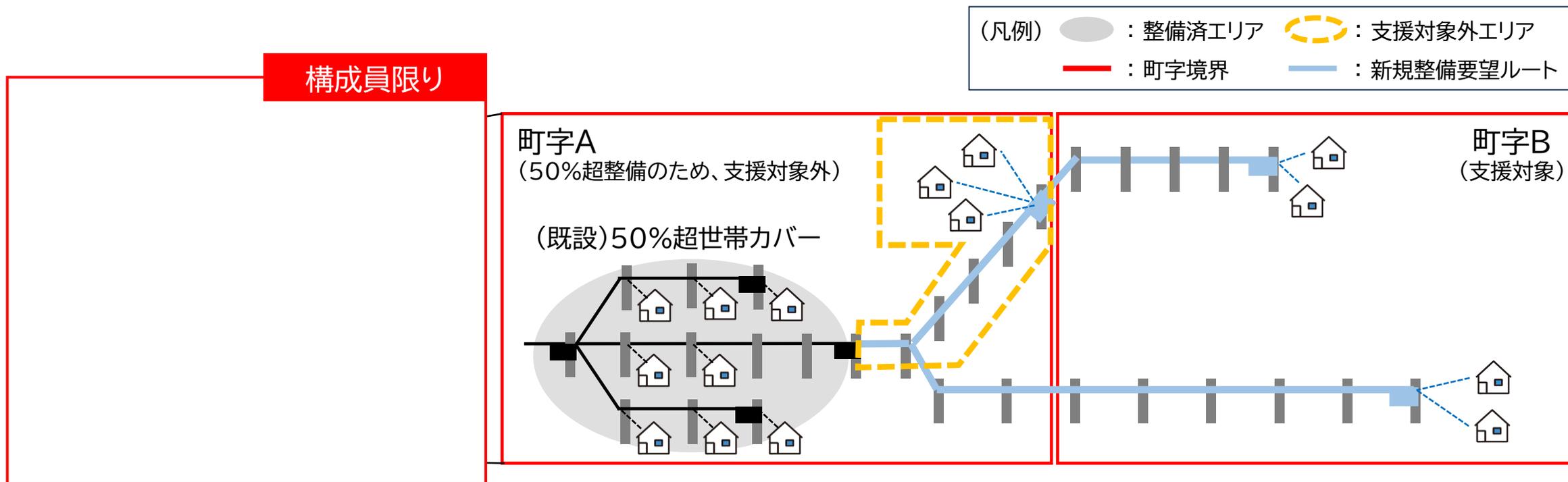
# ① 交付要件の緩和

- 光ファイバの世帯カバー率目標99.9%をめざすにあたって、**光未整備エリアの整備推進と光整備済エリアにおける安定的なサービス提供維持の双方について対応する必要があります**
- 光未整備エリアについては、現在、適格事業者がその担当支援区域で光ファイバ設備の新規整備を行ったとしても、同一町字内において法施行時点で50%超を整備している事業者が存在した場合（P5～7参照）、新規整備に対する支援を受けられない制度となっていることから、法施行時点での整備状況等によらず**特別支援区域に指定し、赤字に対する支援をいただけるような制度への見直しが必要**だと考えます  
※今後、法施行時点の整備状況以外に新規整備の障壁となる要件が顕在化した場合は別途検討
- 光整備済エリアについては、以下の交付要件を緩和する必要があると考えます
  - ① 公設地域の交付は、公設設備の整備時期が法施行前かつ譲受時期が法施行後に限定されていること（P8参照）
  - ② 特別支援区域(大幅な赤字エリア)の交付は、FTTH収支が赤字の事業者に限られていること（P9参照）

# (参考) 整備率により支援が受けられない具体的なケース①

## 【A自治体】

- 自治体要望を踏まえ、町字Aについて、法施行(2023.6.16)前に50%超整備を実施しました
- 今回、全域の光基盤整備の実現に向けて、町字Aの未整備エリアと町字Bに関して、自治体より高度無線補助事業を活用した光基盤整備を要望されましたが、町字Aに関しては現行制度における支援対象外となっており、当該エリアにてサービス提供するにあたって生じる赤字を自治体負担等に対応することができず、町字Bも含め、光基盤整備を見送ることになりました



## (参考) 整備率により支援が受けられない具体的なケース②

### 【B自治体】

- 一部光基盤整備済(50%超)の町字において、自治体から山間部の光基盤整備を要望されました
- 当該エリアが含まれる町字については、法施行時点で50%超整備しており、当該エリアの整備に伴い発生する維持費に関しては現行制度による支援の対象外となっています
- 今回要望があったエリアは非常に需要が少なく、当該エリアを整備した際に、サービス提供にあたって生じる赤字を自治体負担等に対応することができず、整備について進展していない状況です

(凡例) ● : 整備済エリア    ○ : 支援対象外エリア  
— : 町字境界    — : 新規整備要望ルート

構成員限り

## (参考) 整備率により支援が受けられない具体的なケース③

### 【C自治体】

- 光未整備エリアの住民から光基盤整備の要望があり、自治体より当該エリアの光基盤整備を要望されました
- 今回要望されたエリアが含まれる全町字について、法施行時点で50%超整備しており、当該エリアの整備に伴い発生する維持費に関しては現行制度による支援の対象外となっています
- 当該エリアにてサービス提供するにあたって生じる赤字を自治体負担等に対応することができず、光基盤整備を見送ることになりました

(凡例) ○ : 整備済エリア    ○ : 支援対象外エリア  
— : 町字境界    — : 新規整備要望ルート

構成員限り

# ① 交付要件の緩和(特別支援区域(公設地域)の交付要件の緩和)

- 公設地域(自治体が所有する設備を用いてサービス提供を行っている地域)は、「市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域」として、特別支援区域の対象とされているところです
- 一方で、現状、公設地域における交付金支援の対象は、「法施行時点で公設(自治体保有)であった設備が法施行後に民設(事業者保有)に移行した地域」に限定されており、①法施行前に民設移行した地域、及び②法施行後に新たに公設として整備した後に民設移行した地域は交付金支援の対象外となっています
- 今後の人口減少や人件費・物件費の上昇が続く中、特別支援区域に指定されるような不採算地域においては、事業者の経営努力のみでサービス提供し続けることは困難であり、上記の交付金支援対象外の地域についても同様であることから、これらの地域についても支援の対象に加えていただきたいと考えます

【公設区域における支援対象(現状)】

現行の整理	法施行前	法施行後	法施行時点(2023.6)		(対象自治体数)	
			東日本	西日本		
支援対象	公設	公設→民設	公設	▲民設移行 民設	299 <38>	51 <4>
支援対象外	①法施行前に民設移行 公設→民設	▲民設移行 民設	公設	民設	21	8
	②法施行後に公設整備し譲渡 未整備	未整備	▲公設で整備 公設	▲民設移行 民設	(今後のご要望等による)	

< >内は譲受済み自治体数(内数)

# ① 交付要件の緩和(特別支援区域(大幅な赤字地域)の交付要件の緩和)

- 大幅な赤字地域については、基礎的電気通信役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域として、公設地域や未整備地域と同様に、特別支援区域の対象とされているところです
- 一方で、現状、特別支援区域のうち、公設地域や未整備地域は適格事業者の収支状況によらず支援対象となることに対し、大幅な赤字地域については、**ブロードバンド全体の収支が黒字の事業者は支援対象外**とされておりますが、公設地域と同様、人口減少や人件費・物件費の上昇等の状況変化によりサービス提供を維持し続けるのが困難になる可能性が高い地域であることから、**適格事業者の収支状況によらず、支援の対象に加えていただきたい**と考えます

【特別支援区域における当社の担当支援区域】

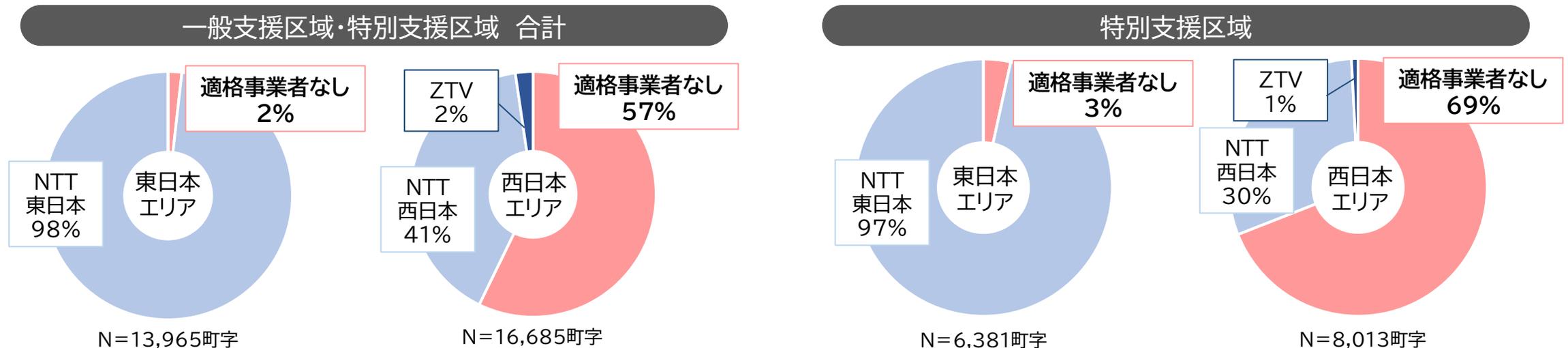
	NTT東日本		NTT西日本	
		2025 原価届出		2025 原価届出
特別支援区域※1	6,381	—	8,013	—
担当支援区域	6,163	349	2,415	34
公設	5,149	317	1,746	32
未整備	162	32	131	2
<b>大幅な赤字</b>	<b>852</b>	—	<b>539</b>	—

※1 特別支援区域における「公設」「未整備」「大幅な赤字」の内訳は非公開であるため当社では把握不可(P13参照)

## ② サービス提供事業者による制度活用の促進

- 現行制度においては、交付金による維持運用経費の支援を通じて、「地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者」による安定的な提供の確保を図ることが主要な政策目的の一つとされていますが、現状、**適格事業者に申請し、指定されているのは、NTT東西及びZTVの3者のみ**です
- 特に西日本エリアの支援区域全体の約6割は、多くの事業者がサービスを提供しているにもかかわらず適格事業者に申請せず不在となっていることから、**地域事業者による制度の活用が十分に図れている状態にはない**と想定しています
- 現行制度の目的である不採算地域におけるサービスの安定的な提供確保、また、今後の最終保障提供責務の導入に伴う整備費の増大による国民負担の軽減を図る観点から、**各地域で最も効率的にブロードバンドサービスの提供を行う事業者が適格事業者として地方のブロードバンドサービスの担い手の役割を担っていただけるような仕組みの導入**について、議論していくことが必要と考えます

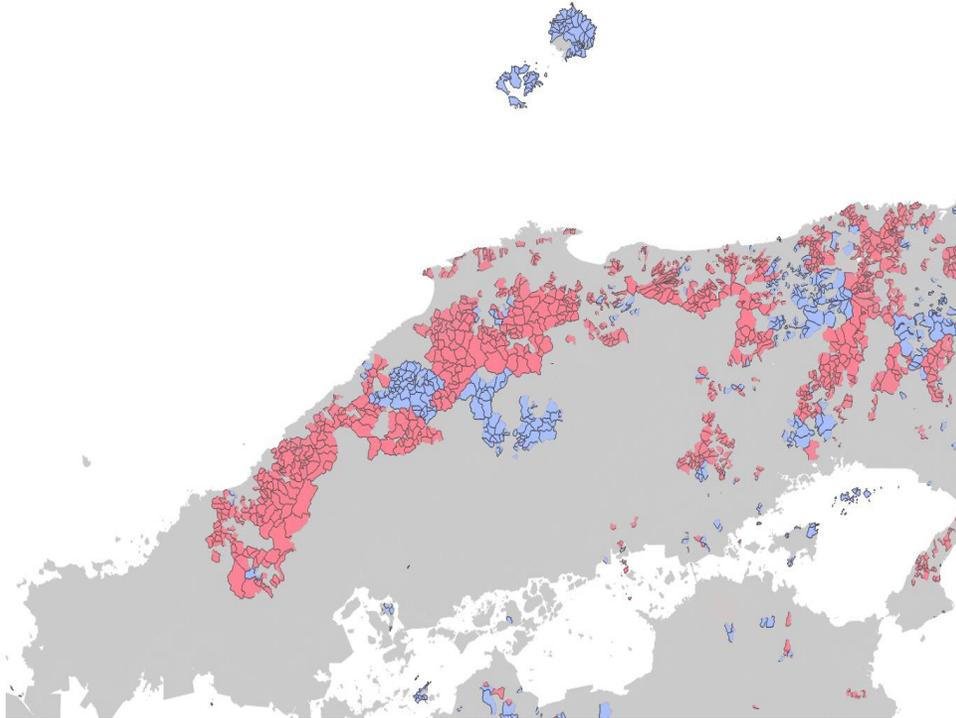
【支援区域における適格事業者の指定状況】



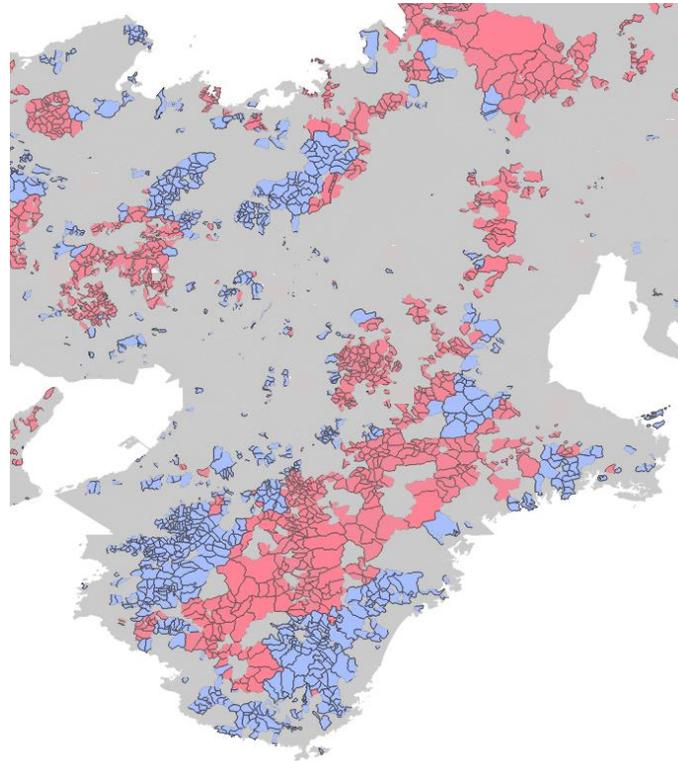
# (参考) 支援区域に指定されている町字のうち、適格事業者が不在の町字

- 支援区域に指定されている町字のうち、現在適格事業者に指定されている3者の担当支援区域に割り当てられていない町字(■)は、以下のとおり多く存在しています

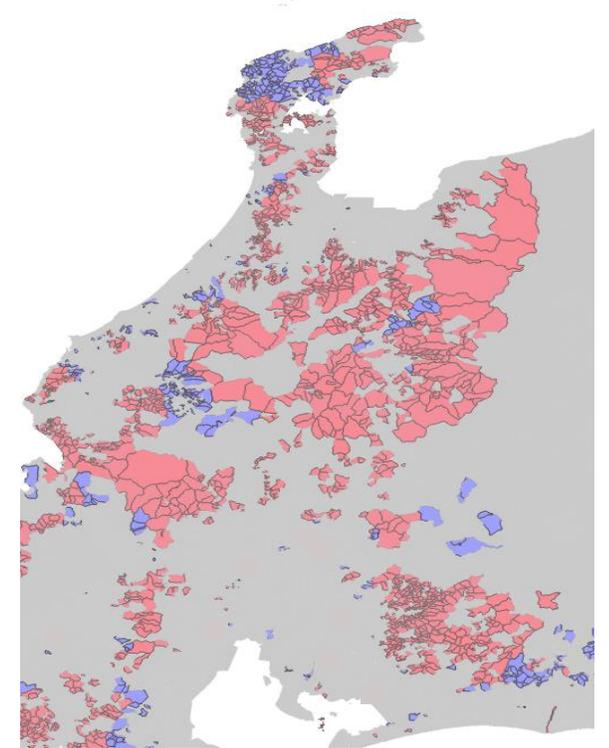
【中国地方】



【近畿地方】



【中部地方】



【凡例】

- 支援区域(適格事業者が不在)
- 支援区域(適格事業者が存在)
- 支援区域外(適格事業者の指定対象外)

### ③ 支援の継続性の確保

- 未整備地域や公設地域は特別支援区域として支援の対象とされておりますが、未整備地域における新規整備や公設設備の譲受について経営判断を行うには、**将来にわたって安定的・継続的な支援が予め担保されていることが必要**です
- 一方で、現状、当初は特別支援区域に指定されていたとしても、その後、以下のような外的要因により当該地域が特別支援区域としての指定要件を満たさない状況となった場合には、**特別支援区域の指定が解除※され、支援が継続されない仕組み**になっています

※毎年度11月末に支援区域の指定が見直されるため、同年8月末に原価を届け出た町字についても、支援区域外となり担当支援区域の解除が行われれば、翌年4月からの交付は行われぬ

<外的要因で指定要件を満たさなくなるケース>

- ✓ 他事業者の参入により、1者以下提供地域の要件を満たさなくなる場合
  - ✓ 区域指定の標準判定式を用いて算定されたモデル上の区域収支が赤字とならなくなった場合
- 適格事業者自身に起因しない要因で支援が継続されないリスクがある状況では、未整備地域の**新規整備や公設設備の譲受を進めることは困難**です。当初は特別支援区域に指定されており、支援が受けられることを期待して新規整備・民設移行した地域について、**その後の状況変化によらず支援が継続されるような仕組みについて今後議論していくことが必要**と考えます

## ④ 支援の予見性の確保

- 現行制度においては、区域指定によって特別支援区域に指定された町字が公表されておりますが、特別支援区域に指定された条件(大幅な赤字、未整備、公設)までは公表されておられません(P9参照)
- そのため、例えば他社が50%超整備している大幅な赤字地域として特別支援区域に指定されている町字であった場合、適格事業者が自身の整備状況を踏まえ未整備地域として特別支援区域に指定されていると認識し、支援を受けられることを期待して新規整備を実施した際に、当該地域は2者以上提供となることから特別支援区域の指定が解除され、期待していた支援が受けられないといった状況が生じます
- 未整備地域の整備促進や公設地域の民設移行促進といった政策目的実現のため、このような状況が生じることがないよう「適格事業者のサービス提供状況」に応じた支援をいただくか、あるいは少なくとも**当該の区域がどのような支援の種別・内容になっているのかといった情報を予め開示いただくことが必要**と考えます

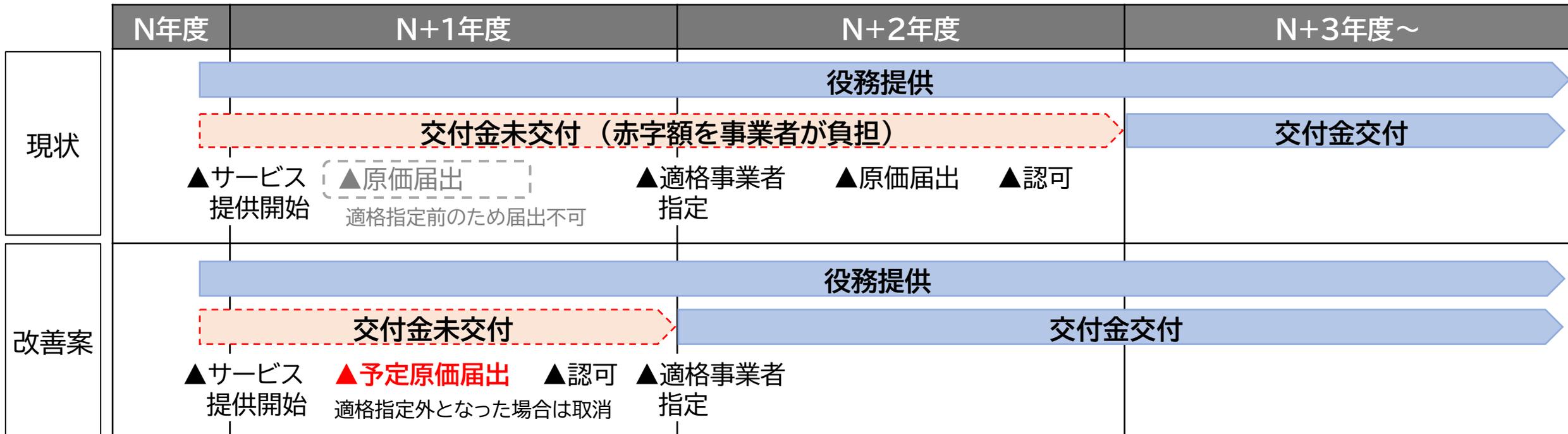
(例)事業者A(50%以下)・事業者B(50%超)が提供中の町字で、適格事業者として申請した事業者が事業者Aのみである場合

	制度上の整理	開示情報	事業者Aの認識
区域の種別	特別支援区域 (大幅な赤字)	特別支援区域	特別支援区域 (未整備)
備考	事業者Bが50%超整備のため 未整備地域の要件を満たさず	指定要件は不明	適格事業者である 自社の整備率から判断

## ⑤ サービス提供当初からの支援

- 現状、短期間で撤退する事業者を支援する必要がないとの考えから、支援の要件として、**1年の役務提供継続が必要**となっており、その結果、新規整備エリアについては**サービス提供開始から支援が受けられる(交付金の交付)まで2年程度の期間**を要することから、その期間に生じる赤字は事業者負担となっています
- 未整備地域の解消促進の観点から、**1年の役務提供を継続し支援が受けられる要件を満たすことが見込まれる場合は、より早期から赤字分の支援をいただける仕組み**に見直していただきたいと考えます

【新規整備の場合】



## ⑥ 既設海底ケーブルに係る交付金支援

- 既設設備であっても設備の効率的な利用の観点から役務提供に用いる場合は省令上、支援対象に含まれることとなっていますが、**既設海底ケーブルについても特別支援区域への役務提供に必要なコストとして支援対象に含まれることを明確にしていきたい**と考えます
- また、既設海底ケーブルの維持費に対する支援が一部に留まる場合、離島全体の新規整備や民設移行が滞る状況も考えられるため、海底ケーブルを利用する離島内の一般支援区域は全て特別支援区域として指定したうえで、実際に生じた赤字を支援いただくことについてもあわせてご検討いただきたいと考えます

【コスト算定等研究会で整理された設備範囲】

海底ケーブル部門の算定対象設備の範囲



(出典)「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書」(令和6年3月28日)

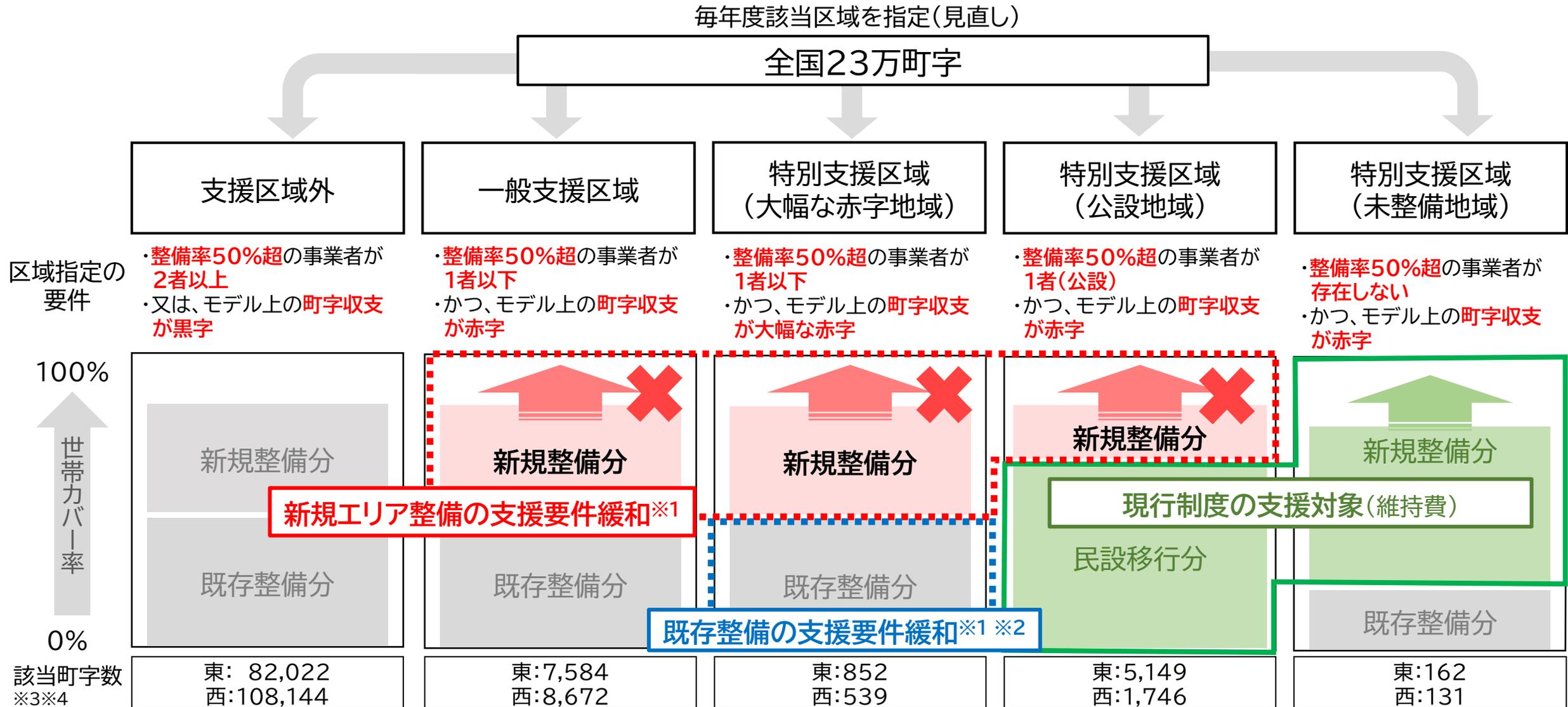
## ⑦ 自治体による支援対象外費用の負担軽減

- 現行制度では、光基盤は高度無線環境整備推進事業等の補助金で構築・整備されることを想定しているため、整備費等として自治体が負担している初期費用は交付金の支援対象外となっていますが、**補助金・交付金の双方の支援対象外となっている費用が譲受に向けた協議や未整備地域の新規整備の検討の障壁になる**場合があります
- 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進や未整備地域の解消促進の観点から、これらの**支援対象外の費用についても、自治体に対して補助金もしくは交付金による支援**をいただく必要があると考えます

<現行制度や高度無線環境整備推進事業等の対象外となる自治体費用の例>

- ✓ 公設設備譲受時における設備状況の調査に要する自治体費用
- ✓ 公設設備譲受時における第三者への占用申請等の手続きに要する自治体費用
- ✓ IP告知端末※などの自治体独自サービスの提供に必要な端末の更改費用
  - ※自治体が災害情報や行政情報を住民に迅速に通知するための仕組みで、IPネットワークを利用して情報を配信
- ✓ 設備の仕様・規格の不一致や設備の陳腐化による自治体の設備更改費用(減価償却費・除却費等)

# (参考) 現行制度における支援対象



※1 適格事業者の事業収支が赤字の場合、一般支援区域・特別支援区域(大幅な赤字)においては支援あり  
 ※2 一般支援区域に指定されている法施行前に譲受した公設地域を含む  
 ※3 特別支援区域に指定されているが、該当要件をNTT東西で把握できていない町字を除く(東:218 西:5,598)  
 ※4 公設地域かつ未整備地域に該当する担当支援区域は未整備地域に計上(東:124 西:11)

# (参考) 現行制度における支援区域の区分

凡例   FTTH事業収支が黒字の事業者が受けられる支援の対象範囲

支援区域の区分	支援区域外	一般支援区域	特別支援区域		
	支援区域外	一般支援区域	大幅な赤字	公設	未整備
支援区域の 指定条件	提供主体等問わず	法施行時点で民設エリア		法施行時点で 公設	法施行時点で 未整備(0者※)
	標準判定式で黒字	標準判定式で赤字 (右記以外)	標準判定式 で大幅な赤字	標準判定式で赤字	
	or 2者※以上提供	1者※以下提供			
担当支援区域の 指定条件	対象外	50%超整備	10%超整備		
交付金の交付条件	対象外	担当支援区域であること			FTTH事業収支によらない
		FTTH事業収支が赤字		民設移行	新規整備
交付金の算定方法	対象外	ベンチマーク方式(6条式)		収入費用方式(7条式)	

※各町字内の整備率50%超で提供期間が1年超の事業者を1者とカウント 18